

奈良県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富雄川筋字十ヶ土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉村 實 大和郡山市小南町四一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 梅田 純央 大和郡山市小南町四三